

令和 7 年 3 月定例

教育委員会会議 議事録

令和 7 年(2025 年)3 月 11 日

吹田市教育委員会

令和 7 年 3 月定例教育委員会会議

開催日時	令和 7 年（2025 年）3 月 11 日 15 時 30 分～16 時 30 分
開催場所	さんくす 3 番館 4 階 教育委員室
出席委員	教 育 長 大江 慶博 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 谷池 雅子 委 員 杉本 貴志
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 地 域 教 育 部 長 道場 久明 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 乾 裕 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 教育センター所長 木谷 美香 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 青 少 年 室 長 二宮 清之 地域教育部総括参事 大川 雅博 教育未来創生室参事・指導主事 佐藤 弘宜 教 職 員 課 長 岡田 敦 教育総務室主幹 中谷 京子 まなびの支援課課長代理 太田 美紀 青少年クリエイティブセンター館長 曾我 明史 青 少 年 室 主 幹 宮本 貴至 青 少 年 室 主 幹 前田 隆男

議事内容

○大江慶博教育長

ではただいまから、3月定例教育委員会会議を開会いたします。

署名委員に谷池委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○乾裕学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は10席で、現在、傍聴希望者はおられません。

以上でございます。

○大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。

次に、本日の日程第2、報告第7号、日程第3、報告第8号、日程第4、議案第6号、日程第5、議案第7号及び日程第6、議案第8号については、人事案件のため、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により秘密会とし、また、議事運営を効率的に行うため、日程第4、日程第5及び日程第6についてを日程第10、「教育長報告」の後に行うとともに、日程第2及び日程第3を日程第6の後に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第2から日程第6までを秘密会とすること、また、日程第4から日程第6までを日程第10、「教育長報告」の

後に行うとともに、日程第2及び日程第3を日程第6の後に行う議事順序の変更を決定いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、報告第6号「令和8年度大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○岡田敦教職員課長

日程第1、報告第6号「令和8年度大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長について」御説明申し上げます。

大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長の制度は、大阪府教育委員会が府内の公立小・中・義務教育学校において魅力ある学校づくりを進めるため、組織をまとめるマネジメント力と教育に対する熱意を持ち、柔軟な発想や企画力を生かした学校運営、また、学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考するものであり、いわゆる民間人校長の制度でございます。

この制度の活用につきましては、事前に府教育委員会から市町村教育委員会に意向調査がございます。令和8年度に配置を希望する市町村教育委員会を明らかにした上で公募にかけるというものでございます。

令和7年度、府内では、同制度を活用し、枚方市で中学校校長1名が任用される予定となっております。

本市の令和8年度当初の管理職の状況につきましては、令和7年度末（来年度末）の役職定年予定の校長が小学校で3名、中学校で1名の合計4名でございます。再任用校長等を含めると、多くの退職者も見込まれておりますが、既に校長選考を合格し、今後、校長として任用を予定している人員の状況、また、必要に応じて暫定再任用制度、特例任用の制度を活用することも鑑みますと、令和8年度は充足する見通しでございます。

事務局といたしましては、吹田の中で地域

に根差し、学校教育を支えてきた熱意と能力を兼ね備える優秀な人材から、まずは、学校経営を任せてまいりたいと考えております。したがって、令和8年度任用の大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長につきましては、希望しないとの意向を持っております。

例年、同調査は2月中旬に大阪府教育委員会より調査依頼があり、3月教育委員会会議にて審議・承認をいただき、4月に大阪府教育委員会に回答というふうになっておりましたが、今年度につきましては、大阪府の人事事務が早まったことから、2月28日までに回答をする必要がございました。そのため、教育長が臨時に代理をいたしましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○大江慶博教育長

それでは、この件について御質問・御意見はございませんか。よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認めます。報告第6号、大阪府公立小・中・義務教育学校任期付校長についてを承認いたします。

次に、日程第7、議案第9号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○中谷京子教育総務室主幹

それでは、日程第7、議案第9号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書は15ページからとなります。本議案は、高等学校等学習支援金支給事業を令和

6年度末で廃止することに伴い、学務課の分掌事務から削除するため、規則改正を行うものです。あわせて、学務課が従前から行っておりました特別支援教育就学奨励費に関する事務について明文化するものです。その他、規定の整備を行います。

次に、議案書17ページ及び19ページをお願いいたします。

17ページには改正する規則案を、19ページには吹田市教育委員会事務局組織規則の現行・改正案対照表をお示ししております。現行・改正案対照表の第4条第3項の学務課分掌事務の第3号にあります「就学援助（医療費補助を含む）並びに高等学校等学習支援金」を「就学援助費及び特別支援教育就学奨励費」に改めるものでございます。その他、同条第6項の学校教育室分掌事務の第16号の文中「その他の」を「及び」に改めるものでございます。

施行日は、令和7年4月1日でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大江慶博教育長

この件について御質問・御意見はございませんか。よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第9号「吹田市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を承認いたします。

次に、日程第8、議案第10号「吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○曾我明史青少年クリエイティブセンター館長

議案書 21 ページ、日程第 8、議案第 10 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明申し上げます。

本案につきましては、市内 DX 化の取組の 1 つとして、市民の利便性向上を図ることを目的とし、吹田市立青少年クリエイティブセンターの施設専用利用申請について、本年 4 月 1 日から施設予約システム、WEB を利用した電子申請を原則とするよう変更することに伴い、同規則の一部を改正するものでございます。

議案書 27 ページ、現行・改正案対照表を御覧いただきながら御説明をさせていただきます。

まず、第 3 条につきまして、現行第 2 項では、施設の専用使用をする際には、申請用紙を提出する旨、規定しておりますところを改正案において、電子システムにて申請しなければならないと定め、同条第 4 項におきまして、その手続の例外規定を設けております。

そのほか、電子申請導入に伴う文言の整理を行っております。30 ページを御覧ください。改正案第 16 条におきまして、予約システムの不正使用等に関する規定、不正が確認できた場合には利用を停止させることができる規定を新たに設けております。

議案書 25 ページにお戻りいただきまして、本改正規則の施行日は、本年 4 月 1 日としております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認いただきますようお願いいたします。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。何か御質問・御意見はございませんか。

○谷池雅子委員

細かいところで恐縮ですが、27 ページの第

3 条で、現行では利用申請書のところに氏名・性別・生年月日等書いてありますが、右の改正案では、申請書のところの氏名等がなくなっていますが、これは申請書にはこういうものは必要がないのでしょうか。この削除をした理由というのはありますでしょうか。

○曾我明史青少年クリエイティブセンター館長

今回規定しております電子申込みシステムには、必要事項を入力するフォームとなっておりますので、その入力をするということになりますと、すなわち必要事項を記載しなければならないということになりますので、こういった規定をしております。

○谷池雅子委員

申請書の時点では、氏名・性別が要らないのですか。あえてこれを取っているのは何か理由があるのでしょうか。普通は申請をするときに、氏名等要るのではないかと思います。もちろん電子システムで入力するのは分かるのですが。

○曾我明史青少年クリエイティブセンター館長

まず、申請書の場合ですと様式を定めてございます。通常はそこに氏名、あるいは住所等の規定をするものとなっております。例えば現行でも、いわゆる規定というのは改正案のような表し方でも通る形になっています。必要事項を様式に従って記入しなさいということがこの規則で規定するということになりますので、システムによって申請をするということが、すなわち様式に基づいた手続をしていただくということになりますので、改正案を作成したものでございます。

○谷池雅子委員

対照表を出すときに、ここが違いますというところに線を引くと思うのですが、今のお話では、申請の段階では現行と改正案はあまり変わらないのではないかと思います。申請

書を出すときには最小限の必要事項を書かないといけませんよね。だからあえて左の下線を取っているのがよく分からないです。誤解を生じさせるかなと感じます。

○曾我明史青少年クリエイティブセンター館長

現行・改訂案の対照表は、文言が変わったところに下線を引くことになりますので、文言の変更をするのであれば下線を引いて表現するということになります。

○安達友基子教育長職務代理者

今回この文言を整理するに当たって、氏名・性別・生年月日・住所・電話番号とか勤務先とかというのは、そもそも様式の中に紙であったとしてもWEBであったとしても、それに従って入れていたら絶対に記入することになっているから、あえてこの規則の中に入れておかなくても絶対に入れるからいいということになって、1項からも2項からも削除しているのですよね。

○曾我明史青少年クリエイティブセンター館長

おっしゃるとおりです。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はございませんか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認め、議案第10号「吹田市立青少年クリエイティブセンター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

暫時休憩します。

－ 暫時休憩 －
(職員入替え)

○大江慶博教育長

会議を再開します。

次に、日程第9、議案第11号「教員の働き方改革推進プランの策定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

議案第11号「教員の働き方改革推進プランの策定について」御説明申し上げます。

教員は多様化・複雑化する教育ニーズに対応しながら、必ずしも教員が担う必要のない業務や学校以外が担う業務にも従事しており、長時間勤務が常態化し、疲弊し切っております。その背景には、保護者や地域の意識、社会情勢などが大きく変化する中、学校教育の仕組みが対応できておらず、従来からの形態が継続している状況が挙げられます。そのため、熱意ややりがいを持って本来業務に携わりたいと考えている教員の思いが実現できず、余裕のない働き方が続く中でメンタル不調ややりがいの減退が起こり、教職の魅力低下や病気休暇・休職者の増加、教員志願者の減少につながっております。

このような状況を打開するため、令和6年12月に「教員の働き方改革グランドデザイン」を策定いたしました。本グランドデザインで示す方向性を数値目標やスケジュール、進行管理の手法として具体化し、見える形で実践的に進めることを通して、教員のウェルビーイングの向上を図り、児童生徒一人一人に寄り添う時間を確保することで、教育の質や教職の魅力向上を実現することを目指す推進プランを策定するものでございます。

本年2月16日に開催されました令和6年度第2回総合教育会議におきまして、「教員の働き方改革推進プラン(案)」をお示しいたしました。当該会議におきまして、「推進プランによる具体化により『計画を立てて終わり』としないところが大きい」「教育に携わる我々の意識を変えなければ教員不足に拍

車がかかる」「学校教育の範囲の明確化・教員業務の範囲の明確化により、就きたいと思われる職業に、また学校管理職になりたいと思われるよう改善していくことが必要」「不登校の原因の１つに『授業が分からない』ということがあり、働き方改革を進めていく中で授業改革を行っていくことが大切である」等の御意見をいただきました。

本日は、いただきました御意見を基に整理・修正を行い、正案としてお示しするものでございます。

それでは、推進プランの記載内容について御説明いたします。議案書 38 ページを御覧ください。「教員の働き方改革推進プラン」の位置づけは、「教員の働き方改革グランドデザイン」に示す「取組の視点」ごとに取組内容、主体、削減の目安、スケジュールを整理したものとなっており、併せて取組内容ごとにコスト目安を示したものとなっております。

39 ページを御覧ください。取組期間は今年度からモデル実施とし、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）としており、数値目標は、令和 8 年度（2026 年度）中に月当たりの時間外在校等時間「80 時間以上の教員をゼロ」「45 時間以上の教員を半減」に、そして令和 11 年度（2029 年度）中に「30 時間以上の教員をゼロ」にするとしております。

3（２）の【ウ】を御覧ください。【ウ】には新たに「年間の削減目標時間外在校等時間数」を記載しており、削減目標小学校で約 26 万時間、中学校で約 24 万時間、計約 50 万時間の算出根拠につきましては、47 ページの「参考」にお示ししております。

議案書 47 ページを御覧ください。１のナンバー 5「時間外在校等時間の総数」は、令和 5 年度の実績データ（69 万 3,123 時間）に 2（１）の文部科学省令和 4 年度教員勤務実態調査結果を基にした持ち帰り仕事の時間（35 万 5,901 時間）と、時間外の地域の会議・行事等の従事時間（2 万 3,760 時間）を加え

ました 107 万 2,784 時間とし、持ち帰り仕事がなく月当たりの平均時間外在校等時間を 30 時間以内とするために、107 万 2,784 から 57 万 3,840 を引いた 49 万 8,944 時間を削減目標時間外在校等時間数としております。

戻りまして、40 ページから 43 ページを御覧ください。グランドデザインに示す「取組の視点」、「（１）学校組織全体の意識改革（職場風土の醸成）」、「（２）保護者・地域の理解及び協力の促進」、「（３）業務の軽減・適正化」、「（４）多様な人材・手法の効果的な活用」ごとに「取組内容」「実施主体」「削減の目安」「スケジュール」を一覧にして整理しております。それぞれの取組の削減目安を合計しますと 50 万 5,490 時間となり、削減目標時間外在校等時間数 49 万 8,944 時間を上回ることから、取組を推進することで、数値目標を達成することができるものとなっております。

続きまして、44・45 ページを御覧ください。「取組の概要」として、それぞれの視点で取り上げました取組の概要・取組例を記すとともに、参考として令和 7 年度当初予算額（案）をコスト目安として示しております。

最後に、46 ページを御覧ください。「プランの推進に当たって」では、教員の働き方改革が着実に進み、教員の働く場の環境改善、ひいては教員のウェルビーイングの向上につながっているかを、吹田市教育振興基本計画（教育ビジョン）の点検・評価、時間外在校等時間数及びその削減時間数・超過する教員の減少数の把握・分析をするとともに、必要に応じてアンケート調査を実施いたします。また、進捗状況や社会情勢等に応じて柔軟に改訂を行い、動的な運用を図るものいたします。

御説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。この件について御質問・御意見はございますか。

○福田知弘委員

削減目標時間外在校等時間を算出するときに、持ち帰りの仕事の時間を加えたのはなぜでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

令和4年度の文部科学省の調査で、持ち帰り仕事の実態が明らかになりました。持ち帰り仕事によって疲弊した状態では、多様な児童生徒一人ひとりに応じたよりよい教育を提供するという目的を果たすことはできませんので、持ち帰り仕事がない状態で、月当たりの時間外在校等時間が30時間以内となるよう、調査結果の時間を時間外在校等時間に加えていただいた次第です。

○福田知弘委員

持ち帰り時間の算出根拠を今は調査ベースで行われていますけども、今後改めて吹田市での現状を調査することはあるのでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

持ち帰り仕事につきましては、家庭で連続して仕事をしないということが多く、明確に何時間であるということを把握することは難しいことから、今回につきましては、文部科学省調査を参考といたしました。月当たりの平均時間を計算しますと、文部科学省調査では、平均18.6時間と積算されます。十分な時間を計上しているものと認識をしておりますので、実態把握のため、改めて追加で独自の調査を行うことにつきましては考えておりません。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問はありますか。

○和田光代委員

取組の視点に、保護者・地域の理解及び協力の促進とありますが、地域行事に一切学校は出ないということを理解してもらうのでしょうか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

教育的な効果を考えたときに、一律に参加しないということではなく、地域の状況であったり、行事の内容によって参加することが望ましい場合もあると考えております。そのため、地域と学校がしっかりと児童生徒への教育的効果の側面から話し合うことが大切であると考えております。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

今回これについては、全校が取り組むものかと思えますけれども、各校の取組などを公表したりとか、横同士のつながりといいますか、情報共有をどうするのかということを少し教えていただけますか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

校長指導連絡会や教頭指導連絡会を活用し、働き方改革、教員のウェルビーイングの向上につきまして情報共有、並びに横展開を図ることができるよう機会確保に努めてまいります。また、教育委員会事務局といたしましては、得られました情報、好事例を引き続き積極的に各校に発信をしてまいります次第でございます。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はありますか。

○谷池雅子委員

月当たりの時間外等で 50 時間について、将来的に 30 時間以上の教員をゼロとしておりますが、そもそも先生は自分自身が何時間働いているのか毎月把握されているのでしょうか。まずは自分の実態を知ることが意識改革には必要かと存じます。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

各校にございます出退勤管理システムでは、自分自身の時間外在校等時間を把握することができます。各校では校長先生が職員会議にて学校全体の時間外在校等時間を示したり、面談等において個人の時間外在校等時間を示しておるところでございます。先ほど申し上げました、自分自身で出退勤管理システムにより、時間外在校等時間を把握することができますので、引き続き各教員の意識を高めるよう取り組んでまいります。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はございませんか。

では、私からも 1 点質問をします。議案書の 39 ページ、先ほど取組期間ということの明示がありましたが、そこに令和 6 年度からモデル実施とあります。この具体的な内容と、モデル実施ということなので、そこで得られた成果を御紹介いただけますか。

○佐藤弘宜教育未来創生室参事・指導主事

具体的に申し上げますと、議案書の 42 ページ・43 ページに教育委員会事務局として取り組んでおります内容がたくさん含まれております。時間外の電話対応を行わないことであったり、施設包括管理委託であったり、また学校副管理者の配置等々、様々な取組をさせていただいております。学校副管理者の配置につきましては、配置された学校の教頭の平均の超過勤務時間、時間外在校等時間が 30 時間程度減少しているというようなところでございます。また今年度、校長指導連絡会、

教頭指導連絡会で毎月の時間外在校等時間につきまして報告をさせていただいております。昨年度と比較しまして、全校 54 校での平均時間外在校等時間の減少につきましては、月に約 3 時間程度の減少が見られているところでございます。

○大江慶博教育長

分かりました。

ほかに何か御質問はありませんか、よろしいですか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○大江慶博教育長

異議なしと認めます。議案第 11 号「教員の働き方改革推進プランの策定について」を承認いたします。

次に、日程第 10、「教育長報告」を議題とします。

内容は、「吹田市こども計画（仮称）の策定について」です。

事務局の説明を求めます。

○宮本貴至青少年室主幹

吹田市こども計画（仮称）についてでございますが、吹田市子ども・子育て支援審議会の答申を受け、さらに吹田市政策会議の審議を経まして、策定を決定しました。これにより、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の 5 年間を計画期間とした同計画を開始することになります。

今後のスケジュールとしては、令和 7 年 3 月下旬に同計画を市ホームページに掲載予定でございます。

報告については以上でございます。

○大江慶博教育長

説明が終わりました。

では、この件について御質問・御意見はございますか。

○杉本貴志委員

これまで子ども・子育て支援計画というのがあったわけですが、今度は新しくこども計画ということで、その中には子供・若者計画というのが含まれているということになっていますけれども、青少年室から御説明いただきましたので、青少年室に関わりが深い点について、もう少し詳しく御説明ください。

○前田隆男青少年室主幹

議案書 56 ページ、計画の体系を御覧ください。計画は、全体で 16 の施策で構成されまして、そのうち 8 つの施策が重点施策となっているものでございます。子供・若者に関わる施策は複数ございますが、今後青少年室が大きく関わる施策としては 2 つございます。

まず 1 つ目は、施策の（9）生きづらさを抱えた子供・若者への切れ目のない支援体制の強化で、不登校、高校中退、いじめ、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化、複合化した課題を有する子供・若者と、その家族が孤立することのないように家庭訪問や様々な場所に同行するアウトリーチ型の支援を強化し、早期発見・早期対応として継続的な切れ目のない支援を行うなど、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援のさらなる充実を目指すものでございます。

2 つ目が、施策の（10）子供・若者が主体となった居場所の確保でございます。少子高齢化、共働き家庭の増加など、社会情勢の変化に伴いまして、安心・安全な居場所づくりというものがますます重要になっているところから、居場所の提供を通じて文化・スポーツ・野外活動などの多様な体験・交流・活躍のできる場や機会の提供、それから我々の所管となります子育て青少年拠点「夢つながり未来館」ゆいぴあ、あるいは自然の家「もく

もくの里」などの青少年施設や図書館などの公共施設での居場所の提供、そして留守家庭児童育成室や太陽の広場などの小学生の居場所の確保、また指導者講習会などの開催によりまして、これらを支える地域の協力者の確保や養成を進めて、さらなる居場所の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御質問はありますか。

○福田知弘委員

教育ビジョンとの整合はとれているのでしょうか。

○前田隆男青少年室主幹

第 3 期教育ビジョンでは 3 つの基本目標と 6 つの基本方向を設定し、そのビジョンをうたっています。さらに重点課題は 3 つありまして、その中に重点課題 2 としまして、「誰一人取り残さない子供・若者支援体制の充実」を掲げておりまして、また基本方向 5 「青少年の健やかな育ちを支援します」では、施策の 18 で「地域全体での青少年育成活動の推進」、施策 19 で「遊びや体験活動の推進」、施策 20 で「子供・若者の支援に関する取組」、施策 21 で「放課後の居場所づくりの充実」を掲げておりまして、こども計画とは整合する内容となっております。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

ほかに御質問はありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

この計画の中で子供の意見を聞くということが示されていますけれども、今後施策を推進するためにこういった取組を考えていらっしゃるでしょうか。

○前田隆男青少年室主幹

計画策定に当たりましては、施設や学校でのアンケート調査を行ってまいりました。また、施設の利用者から常に意見をいただけるように意見箱等を設置しております。引き続き市長部局と連携しまして、吹田の子供・若者が年代に応じて、意見や思いを述べるができる機会の確保など、意見表明の仕組みづくりを進めるとともに、庁内の関係機関に来ております推進体制を整理しまして、切れ目のない子供・若者の施策の展開を進めてまいります。

○大江慶博教育長

ほかに御質問はありますか。

○安達友基子教育長職務代理者

これは意見ですけれども、こども基本法の理念から考えると、ここで子供の意見を聞くというのは、意見箱を置いていくとかそういったことよりも、もっと積極的な意見の収集ということを求められていくことになると思います。そういったときに直接日々子供たちと関わっているのは学校ですから、そういった意見を集約するための窓口というか、チャンネルというか、そういった役割も今後求められてくるんだろうというふうに思います。例えばタブレットを使って何かできるのかとか、そういうことが今後必要となってくるかと思いますので、ぜひそういったことにも積極的に関わっていけるといいかなというふうに感じました。

○大江慶博教育長

ほかに御質問・御意見はございますか。

○谷池雅子委員

吹田市のこども計画は初めての策定だと思いますけれども、立ち位置というか理念、意義等について教えていただけますか。

○二宮清之青少年室長

ただいま谷池委員から御質問いただいた件でございますが、子供に関わる主な計画を一本化しまして、子供の施策を全庁横断的に一体的・総合的に更に推進するために、この度、こども計画を策定するものでございます。以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

ほかに御質問はございませんか。よろしいですか。

では、御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

ここからは既に秘密会と決していますので、職員を入れ替えたいと思います。

暫時休憩とします。

－ 暫時休憩 －
(職員入替え)

－ 秘密会 －

○大江慶博教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、3月定例教育委員会会議を閉会いたします。